

頁三九第

(裁決)行決 監回後	連		執行指定	裁決指定	保存期限
	長(部)局	長(部)局			
			大臣	件名	番領
			官次	政務官	第九師團種番駐屯隊補充兩輸送交付ニ關スル件
長	課	長	課	局長務主	官副級高
					官與參
				長課務主	副官
					主務
				員課務主	書記官
				房官臣大	課局務主
				了結領受	出提領受
				昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
				昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
				馬政申第 四八 號	

政務官回付(決行前)

(決行後)

審案 筆記書



陸軍

陸軍省 12.11.8 主計課

副官ヨリ

(陸海密)

朝鮮軍、通譯第二師團、第十九師團參謀長、軍需補充部次部長へ
通牒

着題、件別表、通輸送交付スルコトニ定メラレタルニ付
依命通牒ス

陸海密第五五四號

昭和貳年肆月五日

(陸海密)

第十九師團、彈倉駐屯隊補充要員輸送率領者差出ニ關スル件

副官ヨリ文務局長へ通牒

第十九師團、彈倉駐屯隊補充要員輸送率領者トシテ黃南ヨリ
別任文官若ハ庶員一名ヲ差出サシムルコトニ定メラレタルニ付依
命通牒ス

陸海密第五五四號

昭和貳年肆月五日

